

令 07 原機（サ T）034
令和 8 年 2 月 13 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

平成 30 年 6 月 13 日付け原規規発第 1806132 号をもって認可を受け、その後別表 1 のとおり変更の認可を受け、別表 2 のとおり変更の届出を行い、令和 7 年 11 月 21 日付け令 07 原機（サ T）022 をもって変更認可を申請した核燃料サイクル工学研究所 再処理施設の廃止措置計画を別紙のとおり一部補正いたします。

補正の理由

- (1) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) におけるセル内消火設備の設置
セル上部に貫通孔を設ける目的の明確化並びに熱電対の保護管の材料,
設置場所及び数量の明確化を行うとともに記載の適正化を図る。

以 上

変更認可の経緯（1 / 5）

認可年月日	認可番号	備考
平成 30 年 11 月 30 日	原規規発第 1811305 号	再処理施設に関する設計及び工事の方法の認可を受けている案件について廃止措置期間中に工事を行うことを明記，ガラス固化技術開発施設の工程制御装置等の更新
平成 31 年 2 月 18 日	原規規発第 19021811 号	ガラス固化技術開発施設の溶融炉制御盤の更新，ガラス固化技術開発施設の固化セルのインセルクーラの電動機ユニットの交換
平成 31 年 3 月 29 日	原規規発第 1903297 号	ガラス固化技術開発施設の溶融炉の間接加熱装置（予備品）の製作及び交換
令和元年 9 月 10 日	原規規発第 1909101 号	動力分電盤制御用電源回路の一部変更，管理区域境界に設置された窓ガラスの交換，分離精製工場プール水処理系第 2 系統のポンプの交換，クリプトン回収技術開発施設の浄水供給配管等の一部更新，分離精製工場，放出廃液油分除去施設等への浄水供給配管の一部更新，分離精製工場のアンバー系排風機の電動機交換

変更認可の経緯（2 / 5）

認可年月日	認可番号	備考
令和元年 9 月 10 日	原規規発第 1909102 号	ガラス固化技術開発施設における放射線管理設備の更新
令和元年 9 月 10 日	原規規発第 1909103 号	アスファルト固化処理施設の浄水配管及び蒸気凝縮水配管の一部更新，第二アスファルト固化体貯蔵施設の水噴霧消火設備の一部更新
令和 2 年 2 月 10 日	原規規発第 2002103 号	安全対策の検討に用いる基準地震動，基準津波，設計竜巻及び火山事象
令和 2 年 7 月 10 日	原規規発第 2007104 号	廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，浸水，地震，火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類，程度，影響等
令和 2 年 9 月 25 日	原規規発第 2009252 号	ガラス固化技術開発施設に係る津波・地震の安全対策，高放射性廃液貯蔵場及びガラス固化技術開発施設の事故対処に係る事故の抽出・有効性評価の進め方等の基本的方針，竜巻，火山，外部火災等，その他事象に係る安全対策

変更認可の経緯 (3 / 5)

認可年月日	認可番号	備考
令和3年1月14日	原規規発第2101142号	高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟に係る事故対処の有効性評価の進め方, 基本的考え方(有効性評価の起回事象, 事故選定等)及び制御室の安全対策
令和3年4月27日	原規規発第2104272号	事故対処の有効性評価有効性の確認, 代表漂流物の妥当性の検証, 制御室に係る有毒ガスの影響確認
令和3年6月30日	原規規発第21063018号	新検査制度への移行に伴い, 施設定期検査に係る事項の削除, 品質マネジメントに係る事項の追加等を変更
令和3年10月5日	原規規発第2110059号	廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設, 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間, 廃止措置の工程

変更認可の経緯（4 / 5）

認可年月日	認可番号	備考
令和4年3月3日	原規規発第2203032号	ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の浸水防止扉の耐津波補強工事, プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)管理棟駐車場における事故対処設備の設置, 高放射性廃液貯蔵場(HAW)の火災防護対策に係る設備の設置, ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の火災防護対策に係る設備の設置, 高放射性廃液貯蔵場(HAW)の内部溢水対策に係る設備の設置, ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の内部溢水対策に係る設備の設置, 廃溶媒処理技術開発施設の蒸気配管の一部更新
令和4年5月17日	原規規発第2205173号	工程洗浄により再処理設備本体等の一部の機器に残存している核燃料物質を回収するため, 対象となる施設, 工程, 回収の方法等の追加

変更認可の経緯 (5 / 5)

認可年月日	認可番号	備考
令和 4 年 12 月 22 日	原規規発第 2212222 号	再処理施設分離精製工場内のふげん使用済燃料の搬送方法, 安全対策等を追加
令和 5 年 10 月 30 日	原規規発第 2310304 号	スラッジ貯蔵場の津波対策における止水弁の設置, 焼却施設 空気圧縮機の更新, クリプトン回収技術開発施設 空気圧縮機の制御系の改造
令和 7 年 5 月 29 日	原規規発第 2505293 号	工程洗浄終了に伴い, 系統除染に移行することから, 放射性廃棄物の放出管理目標値, 性能維持施設, 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期を変更し, 系統除染の方針を追加
令和 7 年 9 月 16 日	原規規発第 2509165 号	ウラン脱硝施設 (DN) 等の無停電電源装置の更新, 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及びガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の一部の扉の強化工事, 廃溶媒等を貯蔵する廃棄物処理場 (AAF) 等の火災防護設備の一部改造

変更届出の経緯 (1 / 2)

変更届出年月日	変更届出番号	備 考
令和 3 年 9 月 14 日	令 03 原機(再)023	再処理施設に関する設計及び工事の計画の「高放射性廃液貯蔵場の耐津波補強工事」(別冊 1-14)に係る設計条件及び仕様のうち、配管類の仕様について、材料の入手性の観点から同等の日本産業規格の規格に変更、使用材料の表記を変更
令和 4 年 2 月 15 日	令 03 原機(再)054	再処理施設に関する設計及び工事の計画の「高放射性廃液貯蔵場(HAW)の事故対処に係る接続口の設置」(別冊 1-18)において、新たに設置する接続口の使用材料の表記の誤植を変更
令和 4 年 4 月 14 日	令 04 原機(再)007	理事長交代(令和 4 年 4 月 1 日付け)に伴う代表者の氏名の変更

変更届出の経緯（2 / 2）

変更届出年月日	変更届出番号	備 考
令和 5 年 3 月 17 日	令 04 原機(再)104	再処理施設に関する設計及び工事の計画の「ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の設備耐震補強工事 (冷却水配管のサポート追加)」(別冊 2-28)において、一部更新する冷却水配管の寸法の値の誤記及び既設サポートの誤記を変更、「ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の竜巻防護対策」(別冊 2-30)において、防護板等の設置箇所の表記のうち、凡例の記号と整合していない箇所の誤記を修正
令和 6 年 2 月 16 日	令 05 原機(再)065	新型転換炉原型炉ふげんの使用済燃料に係る搬出計画の見直しを踏まえた使用済燃料の搬出完了時期の変更
令和 6 年 11 月 15 日	令 06 原機(再)039	組織改正に伴う、組織や職位の名称等の変更

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書

補正前後比較表

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）	補 正 後	補正理由
<p style="text-align: right;">(別冊 2-52)</p> <p style="text-align: center;">再処理施設に関する設計及び工事の計画 (高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) におけるセル内消火設備の設置)</p> <p style="text-align: center;">(添付1) 3.1.2 建物 (その2)</p> <p style="text-align: center;">目 次 (省略)</p> <p style="text-align: center;">別 図 一 覧 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表 一 覧 (省略)</p> <p>1. 変更の概要 (省略)</p> <p>2. 準拠すべき法令、基準及び規格 (省略)</p> <p>3. 設計の基本方針 (省略)</p> <p>4. 設計条件及び仕様</p> <p>(1) 設計条件 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表-1 (省略)</p> <p>(2) 仕様 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表-2～表-3 (省略)</p>	<p style="text-align: right;">(別冊 2-52)</p> <p style="text-align: center;">再処理施設に関する設計及び工事の計画 (高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) におけるセル内消火設備の設置)</p> <p style="text-align: center;">(添付1) 3.1.2 建物 (その2)</p> <p style="text-align: center;">目 次 (補正なし)</p> <p style="text-align: center;">別 図 一 覧 (補正なし)</p> <p style="text-align: center;">表 一 覧 (補正なし)</p> <p>1. 変更の概要 (補正なし)</p> <p>2. 準拠すべき法令、基準及び規格 (補正なし)</p> <p>3. 設計の基本方針 (補正なし)</p> <p>4. 設計条件及び仕様</p> <p>(1) 設計条件 (補正なし)</p> <p style="text-align: center;">表-1 (補正なし)</p> <p>(2) 仕様 (補正なし)</p> <p style="text-align: center;">表-2～表-3 (補正なし)</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）	補 正 後	補正理由
<p>(3) 保守 (省略)</p> <p>5. 工事の方法 (省略)</p> <p>(1) 工事の手順 (省略)</p> <p>(2) 工事上の安全対策 (省略)</p> <p>6. 工事の工程 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表-4 (省略)</p> <p style="text-align: center;">別図-1～別図-8 (省略)</p>	<p>(3) 保守 (補正なし)</p> <p>5. 工事の方法 (補正なし)</p> <p>(1) 工事の手順 (補正なし)</p> <p>(2) 工事上の安全対策 (補正なし)</p> <p>6. 工事の工程 (補正なし)</p> <p style="text-align: center;">表-4 (補正なし)</p> <p style="text-align: center;">別図-1～別図-8 (補正なし)</p>	

補正前					補正後					補正理由
廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）										
添付書類					添付書類					
1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性 本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の計画」は、以下に示すとおり「再処理施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。					1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性 本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の計画」は、以下に示すとおり「再処理施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。					
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第一条	定義	—	—	—	第一条	定義	—	—	—	
第二条	特殊な設計による再処理施設	無	—	—	第二条	特殊な設計による再処理施設	無	—	—	
第三条	廃止措置中の再処理施設の維持	無	—	—	第三条	廃止措置中の再処理施設の維持	無	—	—	
第四条	核燃料物質の臨界防止	無	—	—	第四条	核燃料物質の臨界防止	無	—	—	
第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	—	—	第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	有	第1項	別紙-1に示すとおり	第六条	地震による損傷の防止	有	第1項	別紙-1に示すとおり	
第七条	津波による損傷の防止	無	—	—	第七条	津波による損傷の防止	無	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	
第九条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	第九条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	無	—	—	第十条	閉じ込めの機能	無	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	無	—	—	第十一条	火災等による損傷の防止	無	—	—	
第十二条	再処理施設内における溢水による損傷の防止	無	—	—	第十二条	再処理施設内における溢水による損傷の防止	無	—	—	
第十三条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	—	—	第十三条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	—	—	
第十四条	安全避難通路等	無	—	—	第十四条	安全避難通路等	無	—	—	
第十五条	安全上重要な施設	無	—	—	第十五条	安全上重要な施設	無	—	—	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補 正 前					補 正 後					補正理由
廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）										
技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第十六条	安全機能を有する施設	有	第2、3項	別紙-2に示すとおり	第十六条	安全機能を有する施設	有	第2、3項	別紙-2に示すとおり	
第十七条	材料及び構造	無	—	—	第十七条	材料及び構造	無	—	—	
第十八条	搬送設備	無	—	—	第十八条	搬送設備	無	—	—	
第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	—	—	第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	—	—	
第二十条	計測制御系統施設	無	—	—	第二十条	計測制御系統施設	無	—	—	
第二十一条	放射線管理施設	無	—	—	第二十一条	放射線管理施設	無	—	—	
第二十二条	安全保護回路	無	—	—	第二十二条	安全保護回路	無	—	—	
第二十三条	制御室等	無	—	—	第二十三条	制御室等	無	—	—	
第二十四条	廃棄施設	無	—	—	第二十四条	廃棄施設	無	—	—	
第二十五条	保管廃棄施設	無	—	—	第二十五条	保管廃棄施設	無	—	—	
第二十六条	使用済燃料等による汚染の防止	無	—	—	第二十六条	使用済燃料等による汚染の防止	無	—	—	
第二十七条	遮蔽	有	第1、2項	別紙-3に示すとおり	第二十七条	遮蔽	有	第1、2項	別紙-3に示すとおり	
第二十八条	換気設備	無	—	—	第二十八条	換気設備	無	—	—	
第二十九条	保安電源設備	無	—	—	第二十九条	保安電源設備	無	—	—	
第三十条	緊急時対策所	無	—	—	第三十条	緊急時対策所	無	—	—	
第三十一条	通信連絡設備	無	—	—	第三十一条	通信連絡設備	無	—	—	
第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	

補 正 前					補 正 後					補正理由
廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）										
技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第三十三条	地震による損傷の防止	無	—	—	第三十三条	地震による損傷の防止	無	—	—	○記載の適正化 (規則改正の反映)
第三十四条	津波による損傷の防止	無	—	—	第三十四条	津波による損傷の防止	無	—	—	
第三十五条	火災等による損傷の防止	無	—	—	第三十五条	火災等による損傷の防止	無	—	—	
第三十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	第三十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	
第三十七条	材料及び構造	無	—	—	第三十七条	材料及び構造	無	—	—	
第三十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	無	—	—	第三十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	無	—	—	
第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	無	—	—	第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	無	—	—	
第四十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	無	—	—	第四十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	無	—	—	
第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	無	—	—	第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	無	—	—	
第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—	第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—	
第四十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	無	—	—	第四十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	無	—	—	
第四十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	無	—	—	第四十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	無	—	—	
第四十五条	<u>重大事故等への対処に必要な水の供給設備</u>	無	—	—	第四十五条	<u>重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備</u>	無	—	—	
第四十六条	電源設備	無	—	—	第四十六条	電源設備	無	—	—	
第四十七条	計装設備	無	—	—	第四十七条	計装設備	無	—	—	
第四十八条	制御室	無	—	—	第四十八条	制御室	無	—	—	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）					補正後					補正理由
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第四十九条	監視測定設備	無	—	—	第四十九条	監視測定設備	無	—	—	
第五十条	緊急時対策所	無	—	—	第五十条	緊急時対策所	無	—	—	
第五十一条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—	第五十一条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—	
第五十二条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—	第五十二条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—	

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）	補正後	補正理由																														
<p style="text-align: right;">別紙-1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六条（地震による損傷の防止） 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> </div> <p>1項 ダンパを交換する既設の給気フィルタユニット（耐震分類：B類）について、固有周期の評価を行った結果、固有周期は0.05秒以下であり剛構造であることを確認した。また、耐震分類B類の設計地震動を用いた静的解析を実施した結果、据付ボルトに発生する最大応力が短期許容応力以下であることを表1のとおり確認した。 このことから、地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれはなく、給気フィルタユニットの耐震性に問題はない。</p> <p>表1 給気フィルタユニットの固有周期及び据付ボルトに対する最大発生応力の評価結果</p> <table border="1" data-bbox="127 1369 1341 1619"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>固有周期(秒)</th> <th>据付ボルトの材料</th> <th>応力</th> <th>最大発生応力(MPa)</th> <th>短期許容応力(MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給気フィルタユニット (532F144、532F147)</td> <td rowspan="2">0.004</td> <td rowspan="2">SS400</td> <td>引張</td> <td>0</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>せん断</td> <td>2.09</td> <td>141</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別紙-2～別紙-3 (省略)</p>	名称	固有周期(秒)	据付ボルトの材料	応力	最大発生応力(MPa)	短期許容応力(MPa)	給気フィルタユニット (532F144、532F147)	0.004	SS400	引張	0	245	せん断	2.09	141	<p style="text-align: right;">別紙-1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六条（地震による損傷の防止） 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> </div> <p>1項 ダンパを交換する既設の給気フィルタユニット（耐震分類：B類）について、固有周期の評価を行った結果、固有周期は0.05秒以下であり剛構造であることを確認した。また、耐震分類B類の設計震度を用いた静的解析を実施した結果、据付ボルトに発生する応力が短期許容応力以下であることを表1のとおり確認した。 このことから、地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれはなく、給気フィルタユニットの耐震性に問題はない。</p> <p>表1 給気フィルタユニットの固有周期及び据付ボルトに対する発生応力の評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1368 1369 2576 1619"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>固有周期(秒)</th> <th>据付ボルトの材料</th> <th>応力</th> <th>発生応力(MPa)</th> <th>短期許容応力(MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給気フィルタユニット (532F144、532F147)</td> <td rowspan="2">0.004</td> <td rowspan="2">SS400</td> <td>引張</td> <td>0</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>せん断</td> <td>2.09</td> <td>141</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別紙-2～別紙-3 (補正なし)</p>	名称	固有周期(秒)	据付ボルトの材料	応力	発生応力(MPa)	短期許容応力(MPa)	給気フィルタユニット (532F144、532F147)	0.004	SS400	引張	0	245	せん断	2.09	141	<p>○記載の適正化 (用語の適正化、用語の統一)</p> <p>○記載の適正化 (表タイトルの修正、用語の統一)</p>
名称	固有周期(秒)	据付ボルトの材料	応力	最大発生応力(MPa)	短期許容応力(MPa)																											
給気フィルタユニット (532F144、532F147)	0.004	SS400	引張	0	245																											
			せん断	2.09	141																											
名称	固有周期(秒)	据付ボルトの材料	応力	発生応力(MPa)	短期許容応力(MPa)																											
給気フィルタユニット (532F144、532F147)	0.004	SS400	引張	0	245																											
			せん断	2.09	141																											

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）	補 正 後	補正理由
<p style="text-align: right;">別添-1</p> <p>高放射性固体廃棄物貯蔵庫（HASWS）のセル内消火設備設置に伴う遮蔽体の遮蔽計算書</p> <p>1. 概要 高放射性固体廃棄物貯蔵庫（HASWS）の予備貯蔵庫（R0 30）<u>及び汚染機器類貯蔵庫（R0 41～R0 46）に、セル内消火設備として熱電対及び噴射ヘッド付き配管を設置するため、各セル上部に貫通孔を設けることとしており、放射線の漏えいを防止するための措置として、貫通孔上部に遮蔽体を設置する。</u></p> <p>本資料は、放射線の漏えいを防止するための措置に対する遮蔽計算の方法及び結果を説明するものである。</p> <p>2. 遮蔽計算の条件</p> <p>2.1 ガンマ線スペクトル （省略）</p> <p>2.2 線源強度 （省略）</p> <p>2.3 評価対象区域の線量率 （省略）</p> <p>2.4 遮蔽材料 （省略）</p> <p>3. 計算方法 （省略）</p> <p>3.1 線源の形状 （省略）</p> <p>3.2 貫通孔の位置及び形状 （省略）</p> <p>3.3 配管の形状及び材質 （省略）</p>	<p style="text-align: right;">別添-1</p> <p>高放射性固体廃棄物貯蔵庫（HASWS）のセル内消火設備設置に伴う遮蔽体の遮蔽計算書</p> <p>1. 概要 高放射性固体廃棄物貯蔵庫（HASWS）の予備貯蔵庫（R0 30）<u>のセル上部に噴射ヘッド付き配管を設置するための貫通孔を設けるとともに、汚染機器類貯蔵庫（R0 41～R0 46）の各セル上部に、熱電対及び噴射ヘッド付き配管を設置するための貫通孔を設けることとしており、放射線の漏えいを防止するための措置として、貫通孔上部に遮蔽体を設置する。</u></p> <p>本資料は、放射線の漏えいを防止するための措置に対する遮蔽計算の方法及び結果を説明するものである。</p> <p>2. 遮蔽計算の条件</p> <p>2.1 ガンマ線スペクトル （補正なし）</p> <p>2.2 線源強度 （補正なし）</p> <p>2.3 評価対象区域の線量率 （補正なし）</p> <p>2.4 遮蔽材料 （補正なし）</p> <p>3. 計算方法 （補正なし）</p> <p>3.1 線源の形状 （補正なし）</p> <p>3.2 貫通孔の位置及び形状 （補正なし）</p> <p>3.3 配管の形状及び材質 （補正なし）</p>	<p>○セル上部に貫通孔を設ける目的の明確化</p>

<p style="text-align: center;">補 正 前</p> <p style="text-align: center;">廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）</p>	<p style="text-align: center;">補 正 後</p>	<p style="text-align: center;">補正理由</p>
<p>3.4 貫通孔上部に設置する遮蔽体の形状及び材質 （省略）</p> <p>3.5 実効線量率換算係数 （省略）</p> <p>4. 計算結果 （省略）</p> <p>参考文献 （省略）</p> <p style="text-align: center;">表1～表2 （省略）</p> <p style="text-align: center;">図1～図4 （省略）</p> <p>2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第44条第1項の指定若しくは同法第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類 （省略）</p>	<p>3.4 貫通孔上部に設置する遮蔽体の形状及び材質 （補正なし）</p> <p>3.5 実効線量率換算係数 （補正なし）</p> <p>4. 計算結果 （補正なし）</p> <p>参考文献 （補正なし）</p> <p style="text-align: center;">表1～表2 （補正なし）</p> <p style="text-align: center;">図1～図4 （補正なし）</p> <p>2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第44条第1項の指定若しくは同法第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類 （補正なし）</p>	

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）	補正後	補正理由
<p>(添付2) 3.5.1 計測制御系統施設（その1）</p> <p>目次 (省略)</p> <p>別 図 一 覧 (省略)</p> <p>表 一 覧 (省略)</p> <p>別 表 一 覧 (省略)</p> <p>1. 変更の概要 (省略)</p> <p>2. 準拠すべき法令、基準及び規格 (省略)</p> <p>3. 設計の基本方針 (省略)</p> <p>4. 設計条件及び仕様 (1) 設計条件 温度警報装置の設置箇所について、汚染機器類貯蔵庫（R0 40～R0 46）のうち、汚染機器類貯蔵庫（R0 40）には高放射性固体廃棄物を貯蔵しておらず、火災発生のおそれはないことから、汚染機器類貯蔵庫（R0 40）には温度警報装置を設置しない。 なお、再処理施設保安規定に従い、汚染機器類貯蔵庫（R0 40）は使用しない設備・機器の操作停止に関する措置を講ずる。 温度警報装置の熱電対は、付属機械室（A3 30）に設置されている予備貯蔵庫（R0 30）のセル換気系ダクト及び汚染機器類貯蔵庫（R0 41～R0 46）の各セル上部に設けた貫通孔に保護管を設置した後、保護管内に設置する。各セルに設置する熱電対にて測定したセル内温度については、補償導線を介してクレーン室（A3 33）に設置する温度監視盤に表示させ、セル内温度が設定温度（60℃）を超えた場合には、当該セルの警報灯を点滅させ、警報を吹鳴させる機能を持たせる。</p>	<p>(添付2) 3.5.1 計測制御系統施設（その1）</p> <p>目次 (補正なし)</p> <p>別 図 一 覧 (補正なし)</p> <p>表 一 覧 (補正なし)</p> <p>別 表 一 覧 (補正なし)</p> <p>1. 変更の概要 (補正なし)</p> <p>2. 準拠すべき法令、基準及び規格 (補正なし)</p> <p>3. 設計の基本方針 (補正なし)</p> <p>4. 設計条件及び仕様 (1) 設計条件 温度警報装置の設置箇所について、汚染機器類貯蔵庫（R0 40～R0 46）のうち、汚染機器類貯蔵庫（R0 40）には高放射性固体廃棄物を貯蔵しておらず、火災発生のおそれはないことから、汚染機器類貯蔵庫（R0 40）には温度警報装置を設置しない。 なお、再処理施設保安規定に従い、汚染機器類貯蔵庫（R0 40）は使用しない設備・機器の操作停止に関する措置を講ずる。 温度警報装置のうち、予備貯蔵庫（R0 30）の熱電対は、予備貯蔵庫（R0 30）のセル換気系ダクトに設置している既設の測温抵抗体を撤去し、同じ場所に設置する。また、<u>汚染機器類貯蔵庫（R0 41～R0 46）の熱電対は、汚染機器類貯蔵庫（R0 41～R0 46）の各セル上部に設けた貫通孔に保護管を設置した後、保護管内に設置する。新たに設置する熱電対にて測定したセル内温度については、補償導線を介してクレーン室（A3 33）に設置する温度監視盤に表示させ、セル内温度が設定温度（60℃）を超えた場合には、当該セルの警報灯を点滅させ、警報を吹鳴させる機能を持たせる。</u></p>	<p>○熱電対の保護管の設置場所の明確化</p>

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）	補正後	補正理由																									
<p>なお、温度監視盤からの火災信号は、炭酸ガス消火設備に伝送させる。 保護管の設計条件を表-1、計装系統図を別図-1、温度監視盤の概要図を別図-2及び温度監視盤等の配置図を別図-3に示す。</p> <p>表-1 (省略)</p> <p>(2) 仕様 (省略)</p> <p>表-2～表-3 (省略)</p> <p>表-4 保護管の仕様</p> <table border="1" data-bbox="139 961 1326 1150"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>材料 (適用規格)</th> <th>呼び径</th> <th>肉厚</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護管</td> <td>STPG370-S (JIS G 3454)</td> <td>15 A</td> <td>Sch 80 (3.7 mm)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表-5 (省略)</p> <p>(3) 保守 (省略)</p> <p>5. 工事の方法 (省略)</p> <p>(1) 工事の手順 (省略)</p> <p>(2) 工事上の安全対策 (省略)</p>	名称	材料 (適用規格)	呼び径	肉厚	備考	保護管	STPG370-S (JIS G 3454)	15 A	Sch 80 (3.7 mm)		<p>なお、温度監視盤からの火災信号は、炭酸ガス消火設備に伝送させる。 保護管の設計条件を表-1、計装系統図を別図-1、温度監視盤の概要図を別図-2及び温度監視盤等の配置図を別図-3に示す。</p> <p>表-1 (補正なし)</p> <p>(2) 仕様 (補正なし)</p> <p>表-2～表-3 (補正なし)</p> <p>表-4 保護管の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1377 961 2564 1241"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>材料 (適用規格)</th> <th>呼び径</th> <th>肉厚</th> <th>設置場所</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保護管</td> <td>STPG370-S (JIS G 3454)</td> <td rowspan="2">15 A</td> <td rowspan="2">Sch 80 (3.7 mm)</td> <td rowspan="2">汚染機器類貯蔵庫 (R0 41～R0 46)</td> <td rowspan="2">6本</td> <td>管部</td> </tr> <tr> <td>キャップ部</td> </tr> </tbody> </table> <p>表-5 (補正なし)</p> <p>(3) 保守 (補正なし)</p> <p>5. 工事の方法 (補正なし)</p> <p>(1) 工事の手順 (補正なし)</p> <p>(2) 工事上の安全対策 (補正なし)</p>	名称	材料 (適用規格)	呼び径	肉厚	設置場所	数量	備考	保護管	STPG370-S (JIS G 3454)	15 A	Sch 80 (3.7 mm)	汚染機器類貯蔵庫 (R0 41～R0 46)	6本	管部	キャップ部	<p>○熱電対の保護管の材料、設置場所及び数量の明確化</p>
名称	材料 (適用規格)	呼び径	肉厚	備考																							
保護管	STPG370-S (JIS G 3454)	15 A	Sch 80 (3.7 mm)																								
名称	材料 (適用規格)	呼び径	肉厚	設置場所	数量	備考																					
保護管	STPG370-S (JIS G 3454)	15 A	Sch 80 (3.7 mm)	汚染機器類貯蔵庫 (R0 41～R0 46)	6本	管部																					
	キャップ部																										

<p style="text-align: center;">補 正 前</p> <p style="text-align: center;">廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）</p>	<p style="text-align: center;">補 正 後</p>	<p style="text-align: center;">補正理由</p>
<p>6. 工事の工程 （省略）</p> <p style="text-align: center;">表－6 （省略）</p> <p style="text-align: center;">別図－1～別図－4 （省略）</p> <p style="text-align: center;">別表－1 （省略）</p>	<p>6. 工事の工程 （補正なし）</p> <p style="text-align: center;">表－6 （補正なし）</p> <p style="text-align: center;">別図－1～別図－4 （補正なし）</p> <p style="text-align: center;">別表－1 （補正なし）</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補正前					補正後					補正理由
廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）										
添付書類					添付書類					
1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性 本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の計画」は、以下に示すとおり「再処理施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。					1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性 本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の計画」は、以下に示すとおり「再処理施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。					
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第一条	定義	—	—	—	第一条	定義	—	—	—	
第二条	特殊な設計による再処理施設	無	—	—	第二条	特殊な設計による再処理施設	無	—	—	
第三条	廃止措置中の再処理施設の維持	無	—	—	第三条	廃止措置中の再処理施設の維持	無	—	—	
第四条	核燃料物質の臨界防止	無	—	—	第四条	核燃料物質の臨界防止	無	—	—	
第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	—	—	第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	有	第1項	別紙-1に示すとおり	第六条	地震による損傷の防止	有	第1項	別紙-1に示すとおり	
第七条	津波による損傷の防止	無	—	—	第七条	津波による損傷の防止	無	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	
第九条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	第九条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	無	—	—	第十条	閉じ込めの機能	無	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	有	第1、3項	別紙-2に示すとおり	第十一条	火災等による損傷の防止	有	第1、3項	別紙-2に示すとおり	
第十二条	再処理施設内における溢水による損傷の防止	無	—	—	第十二条	再処理施設内における溢水による損傷の防止	無	—	—	
第十三条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	—	—	第十三条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	—	—	
第十四条	安全避難通路等	無	—	—	第十四条	安全避難通路等	無	—	—	
第十五条	安全上重要な施設	無	—	—	第十五条	安全上重要な施設	無	—	—	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補 正 前					補 正 後					補正理由
廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）										
技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第十六条	安全機能を有する施設	有	第2、3項	別紙-3に示すとおり	第十六条	安全機能を有する施設	有	第2、3項	別紙-3に示すとおり	
第十七条	材料及び構造	無	—	—	第十七条	材料及び構造	無	—	—	
第十八条	搬送設備	無	—	—	第十八条	搬送設備	無	—	—	
第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	—	—	第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	—	—	
第二十条	計測制御系統施設	無	—	—	第二十条	計測制御系統施設	無	—	—	
第二十一条	放射線管理施設	無	—	—	第二十一条	放射線管理施設	無	—	—	
第二十二条	安全保護回路	無	—	—	第二十二条	安全保護回路	無	—	—	
第二十三条	制御室等	無	—	—	第二十三条	制御室等	無	—	—	
第二十四条	廃棄施設	無	—	—	第二十四条	廃棄施設	無	—	—	
第二十五条	保管廃棄施設	無	—	—	第二十五条	保管廃棄施設	無	—	—	
第二十六条	使用済燃料等による汚染の防止	無	—	—	第二十六条	使用済燃料等による汚染の防止	無	—	—	
第二十七条	遮蔽	無	—	—	第二十七条	遮蔽	無	—	—	
第二十八条	換気設備	無	—	—	第二十八条	換気設備	無	—	—	
第二十九条	保安電源設備	無	—	—	第二十九条	保安電源設備	無	—	—	
第三十条	緊急時対策所	無	—	—	第三十条	緊急時対策所	無	—	—	
第三十一条	通信連絡設備	無	—	—	第三十一条	通信連絡設備	無	—	—	
第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）					補正後					補正理由
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第三十三条	地震による損傷の防止	無	—	—	第三十三条	地震による損傷の防止	無	—	—	○記載の適正化 (規則改正の反映)
第三十四条	津波による損傷の防止	無	—	—	第三十四条	津波による損傷の防止	無	—	—	
第三十五条	火災等による損傷の防止	無	—	—	第三十五条	火災等による損傷の防止	無	—	—	
第三十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	第三十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	
第三十七条	材料及び構造	無	—	—	第三十七条	材料及び構造	無	—	—	
第三十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	無	—	—	第三十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	無	—	—	
第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	無	—	—	第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	無	—	—	
第四十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	無	—	—	第四十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	無	—	—	
第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	無	—	—	第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	無	—	—	
第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—	第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—	
第四十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	無	—	—	第四十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	無	—	—	
第四十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	無	—	—	第四十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	無	—	—	
第四十五条	<u>重大事故等への対処に必要となる水の供給設備</u>	無	—	—	第四十五条	<u>重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備</u>	無	—	—	
第四十六条	電源設備	無	—	—	第四十六条	電源設備	無	—	—	
第四十七条	計装設備	無	—	—	第四十七条	計装設備	無	—	—	
第四十八条	制御室	無	—	—	第四十八条	制御室	無	—	—	

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）					補正後					補正理由
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第四十九条	監視測定設備	無	—	—	第四十九条	監視測定設備	無	—	—	
第五十条	緊急時対策所	無	—	—	第五十条	緊急時対策所	無	—	—	
第五十一条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—	第五十一条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—	
第五十二条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—	第五十二条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—	
別紙－1					別紙－1					
<p>第六条（地震による損傷の防止）</p> <p>安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>					<p>第六条（地震による損傷の防止）</p> <p>安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>					○記載の適正化 （用語の適正化）
<p>1項 温度監視盤（耐震分類:Cクラス）について、HASWSにおける耐震分類Cクラスの設計地震動を用いて据付ボルトに発生する応力が短期許容応力を下回るように設計する。</p> <p style="text-align: center;">別紙－2～別紙－3 （省略）</p>					<p>1項 温度監視盤（耐震分類:Cクラス）について、HASWSにおける耐震分類Cクラスの設計震度を用いて据付ボルトに発生する応力が短期許容応力を下回るように設計する。</p> <p style="text-align: center;">別紙－2～別紙－3 （補正なし）</p>					

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）	補 正 後	補正理由
<p>2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第44条第1項の指定若しくは同法第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類 (省略)</p>	<p>2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第44条第1項の指定若しくは同法第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類 (補正なし)</p>	

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）	補正後	補正理由
<p>(添付3) 3.6.1 放射性廃棄物の廃棄施設（その1）</p> <p>目次 (省略)</p> <p>別 図 一 覧 (省略)</p> <p>表 一 覧 (省略)</p> <p>1. 変更の概要 (省略)</p> <p>2. 準拠すべき法令、基準及び規格 (省略)</p> <p>3. 設計の基本方針 (省略)</p> <p>4. 設計条件及び仕様</p> <p>(1) 設計条件 (省略)</p> <p>表-1 (省略)</p> <p>(2) 仕様 (省略)</p> <p>表-2～表-4 (省略)</p> <p>(3) 保守 (省略)</p>	<p>(添付3) 3.6.1 放射性廃棄物の廃棄施設（その1）</p> <p>目次 (補正なし)</p> <p>別 図 一 覧 (補正なし)</p> <p>表 一 覧 (補正なし)</p> <p>1. 変更の概要 (補正なし)</p> <p>2. 準拠すべき法令、基準及び規格 (補正なし)</p> <p>3. 設計の基本方針 (補正なし)</p> <p>4. 設計条件及び仕様</p> <p>(1) 設計条件 (補正なし)</p> <p>表-1 (補正なし)</p> <p>(2) 仕様 (補正なし)</p> <p>表-2～表-4 (補正なし)</p> <p>(3) 保守 (補正なし)</p>	

<p style="text-align: center;">補 正 前</p> <p style="text-align: center;">廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）</p>	<p style="text-align: center;">補 正 後</p>	<p style="text-align: center;">補正理由</p>
<p>5. 工事の方法 （省略）</p> <p>(1) 工事の手順 （省略）</p> <p>(2) 工事上の安全対策 （省略）</p> <p>6. 工事の工程 （省略）</p> <p style="text-align: center;">表－5 （省略）</p> <p style="text-align: center;">別図－1～別図－6 （省略）</p>	<p>5. 工事の方法 （補正なし）</p> <p>(1) 工事の手順 （補正なし）</p> <p>(2) 工事上の安全対策 （補正なし）</p> <p>6. 工事の工程 （補正なし）</p> <p style="text-align: center;">表－5 （補正なし）</p> <p style="text-align: center;">別図－1～別図－6 （補正なし）</p>	

補正前					補正後					補正理由
廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）										
添付書類					添付書類					
1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性 本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の計画」は、以下に示すとおり「再処理施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。					1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性 本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の計画」は、以下に示すとおり「再処理施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。					
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第一条	定義	—	—	—	第一条	定義	—	—	—	
第二条	特殊な設計による再処理施設	無	—	—	第二条	特殊な設計による再処理施設	無	—	—	
第三条	廃止措置中の再処理施設の維持	無	—	—	第三条	廃止措置中の再処理施設の維持	無	—	—	
第四条	核燃料物質の臨界防止	無	—	—	第四条	核燃料物質の臨界防止	無	—	—	
第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	—	—	第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	有	第1項	別紙-1に示すとおり	第六条	地震による損傷の防止	有	第1項	別紙-1に示すとおり	
第七条	津波による損傷の防止	無	—	—	第七条	津波による損傷の防止	無	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	
第九条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	第九条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	有	第1項	別紙-2に示すとおり	第十条	閉じ込めの機能	有	第1項	別紙-2に示すとおり	
第十一条	火災等による損傷の防止	有	第1、2、3項	別紙-3に示すとおり	第十一条	火災等による損傷の防止	有	第1、2、3項	別紙-3に示すとおり	
第十二条	再処理施設内における溢水による損傷の防止	無	—	—	第十二条	再処理施設内における溢水による損傷の防止	無	—	—	
第十三条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	—	—	第十三条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	—	—	
第十四条	安全避難通路等	無	—	—	第十四条	安全避難通路等	無	—	—	
第十五条	安全上重要な施設	無	—	—	第十五条	安全上重要な施設	無	—	—	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）					補正後					補正理由
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第十六条	安全機能を有する施設	有	第2、3項	別紙-4に示すとおり	第十六条	安全機能を有する施設	有	第2、3項	別紙-4に示すとおり	
第十七条	材料及び構造	有	第1、2項	別紙-5に示すとおり	第十七条	材料及び構造	有	第1、2項	別紙-5に示すとおり	
第十八条	搬送設備	無	—	—	第十八条	搬送設備	無	—	—	
第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	—	—	第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	—	—	
第二十条	計測制御系統施設	無	—	—	第二十条	計測制御系統施設	無	—	—	
第二十一条	放射線管理施設	無	—	—	第二十一条	放射線管理施設	無	—	—	
第二十二条	安全保護回路	無	—	—	第二十二条	安全保護回路	無	—	—	
第二十三条	制御室等	無	—	—	第二十三条	制御室等	無	—	—	
第二十四条	廃棄施設	無	—	—	第二十四条	廃棄施設	無	—	—	
第二十五条	保管廃棄施設	無	—	—	第二十五条	保管廃棄施設	無	—	—	
第二十六条	使用済燃料等による汚染の防止	無	—	—	第二十六条	使用済燃料等による汚染の防止	無	—	—	
第二十七条	遮蔽	無	—	—	第二十七条	遮蔽	無	—	—	
第二十八条	換気設備	無	—	—	第二十八条	換気設備	無	—	—	
第二十九条	保安電源設備	無	—	—	第二十九条	保安電源設備	無	—	—	
第三十条	緊急時対策所	無	—	—	第三十条	緊急時対策所	無	—	—	
第三十一条	通信連絡設備	無	—	—	第三十一条	通信連絡設備	無	—	—	
第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）					補正後					補正理由
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第三十三条	地震による損傷の防止	無	—	—	第三十三条	地震による損傷の防止	無	—	—	○記載の適正化 (規則改正の反映)
第三十四条	津波による損傷の防止	無	—	—	第三十四条	津波による損傷の防止	無	—	—	
第三十五条	火災等による損傷の防止	無	—	—	第三十五条	火災等による損傷の防止	無	—	—	
第三十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	第三十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	
第三十七条	材料及び構造	無	—	—	第三十七条	材料及び構造	無	—	—	
第三十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	無	—	—	第三十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	無	—	—	
第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	無	—	—	第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	無	—	—	
第四十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	無	—	—	第四十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	無	—	—	
第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	無	—	—	第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	無	—	—	
第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—	第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—	
第四十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	無	—	—	第四十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	無	—	—	
第四十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	無	—	—	第四十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	無	—	—	
第四十五条	<u>重大事故等への対処に必要となる水の供給設備</u>	無	—	—	第四十五条	<u>重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備</u>	無	—	—	
第四十六条	電源設備	無	—	—	第四十六条	電源設備	無	—	—	
第四十七条	計装設備	無	—	—	第四十七条	計装設備	無	—	—	
第四十八条	制御室	無	—	—	第四十八条	制御室	無	—	—	

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）					補正後					補正理由
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第四十九条	監視測定設備	無	—	—	第四十九条	監視測定設備	無	—	—	
第五十条	緊急時対策所	無	—	—	第五十条	緊急時対策所	無	—	—	
第五十一条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—	第五十一条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—	
第五十二条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—	第五十二条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—	
別紙－1					別紙－1					
<p>第六条（地震による損傷の防止）</p> <p>安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>					<p>第六条（地震による損傷の防止）</p> <p>安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>					○記載の適正化 （用語の適正化）
<p>1項 炭酸ガスボンベユニット、選択弁ユニット及び炭酸ガス消火用制御盤（耐震分類:Cクラス）について、HASWSにおける耐震分類Cクラスの設計地震動を用いて据付ボルトに発生する応力が短期許容応力を下回るように設計する。</p> <p>炭酸ガス供給配管は、定ピッチスパン法に基づく間隔で支持し、地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p style="text-align: center;">別紙－2～別紙－5 （省略）</p>					<p>1項 炭酸ガスボンベユニット、選択弁ユニット及び炭酸ガス消火用制御盤（耐震分類:Cクラス）について、HASWSにおける耐震分類Cクラスの設計震度を用いて据付ボルトに発生する応力が短期許容応力を下回るように設計する。</p> <p>炭酸ガス供給配管は、定ピッチスパン法に基づく間隔で支持し、地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p style="text-align: center;">別紙－2～別紙－5 （補正なし）</p>					

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（令和7年11月21日付け令07原機（サT）022）	補 正 後	補正理由
<p>2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第44条第1項の指定若しくは同法第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第44条第1項の指定若しくは同法第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類 (補正なし)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	